

第1条（名称）

本会はふくしま SDGs 推進プラットフォームの分科会として設置し、名称を「SAFE TOWN ふくしま（だれもが安全で暮らしやすい福島県を実現する分科会）」（以下、本分科会）とする。

第2条（目的）

本分科会は、福島県総合計画の指標達成を目指し、構成員相互の連携、情報共有および具体的な実践活動を通じて、主にリスクマネジメントの手法を活用した県および県内自治体の課題解決支援の取組を行う。

第3条（活動内容）

本分科会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 交通課題対策、防災・減災・防犯、人口減少対策・企業支援等に関する情報交換およびセミナーの開催
2. 先進事例の調査研究および会員間でのノウハウの共有
3. 行政、警察、学校、企業、市民団体等と連携した各種普及啓発活動
4. その他、本分科会の目的を達成するために必要な活動

第4条（構成員）

1. 本分科会の構成員は、ふくしま SDGs 推進プラットフォームの会員（以下「会員」という）又は県から組織し、本分科会の趣旨に賛同した企業、団体、自治体、教育機関等とする。
2. 本分科会への入会または退会は、事務局へ届け出るものとする。

第5条（役員）

1. 本分科会に次の役員を置く。
 - 分科会長（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福島支店）：1 名
 - 副分科会長：若干名
2. 分科会長は会員のうちから副分科会長を指名する。
3. 分科会長および副分科会長の任期は、設置日から当該年度末とする。なお分科会を次年度以降継続する場合の再任を妨げない。

第6条（役員の職務）

1. 分科会長は、本分科会を代表し、構成員とともに会を運営する。
2. 副分科会長は分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときまたは分科会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第7条（事務局）

1. 本分科会の事務を処理するため、事務局をあいおいニッセイ同和損害保険株式会社福島支店に置く。
2. 事務局は、会員名簿の管理、会議・セミナーの運営、活動記録の作成等を行う。

第8条（報酬および費用）

1. 本分科会役員の報酬は無償とする。また、本分科会活動に要する費用は、構成員間での自己負担とする。

第9条（秘密保持）

1. 構成員は、本分科会活動において知得した他の構成員の技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他の構成員の秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。
2. 構成員は本分科会の退会後も秘密保持を遵守しなければならない。

第10条（検討成果等の取扱い）

1. 本分科会の活動計画、活動報告及び検討成果（以下「検討成果等」という）は、ふくしま SDGs 推進プラットフォーム事務局（以下「PF 事務局」という）を通じ、会員に共有され、会員及び PF 事務局は検討成果等を自由に利用することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、検討成果等に、技術的な開発成果など構成員以外の会員に共有することが望ましくない知見及び情報等が含まれると本分科会が判断した場合、本分科会は、PF 事務局と検討成果等の取扱いについて協議するものとする。
3. 本分科会は、検討成果等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め PF 事務局に当該内容を 報告し、取扱いについて協議するものとする。

第11条（委任）

1. この規約に定めるもののほか、本分科会に関し必要な事項は、必要に応じて分科会長が別に定める。
2. 前項により定めた内容については、分科会長は PF 事務局に報告するものとする。

附則

本規約は、2026 年 7 月 8 日より施行する。